

公益財団法人大阪府学校給食会学校給食管理システム (栄養管理ソフト) 貸出要項

第1 趣旨

学校給食の多様な献立を作成し、児童・生徒により豊かで栄養バランスの良い給食の提供が出来るよう、公益財団法人大阪府学校給食会（以下「給食会」という。）は大阪府内の学校給食の普及充実の支援を目的に、給食会が導入した学校給食管理システム（以下「システム」という。）を関係先へ貸出を行う。

第2 システムの貸出

1 給食会は、栄養教諭等が配置されている市町村教育委員会（学校給食共同調理場・学校・学校給食会を含む）及び学校給食実施各市・府・私立学校（以下「市町村等」という。）に対し、無償でシステムを貸出しする。

2 システムの貸出期間は、貸出した年度の末までとする。ただし、市町村等の申請により給食会が認める場合は、貸出期間を延長することができる。

第3 貸出の申請

市町村等は、給食会に対し様式1によりシステムの貸出申請書を提出するものとする。また、市町村等がシステムの貸出期間の延長を希望する場合は、毎年度同様式の貸出申請書を給食会へ提出するものとする。

第4 貸出の決定

給食会は、市町村等より様式1により申請があった場合、先着順に貸出先を決定し、様式2により貸出決定通知書を交付する。

第5 契約の締結

給食会は、市町村等との間に別に定める貸出契約を締結するものとする。

第6 システムのメディア及び管理

1 貸出を行うシステムのメディアはコンパクトディスク（CD）等とし、市町村等がシステムを受領した場合、様式3により受領書を給食会へ提出するものとする。

2 市町村等は、貸出しされたシステムを給食会に許可なく他人に譲渡、転貸、改造等を行ってはならない。

第7 損害賠償等

1 市町村等は、第6の規定に違反した場合には、給食会の理事長（以下「理事長」という。）の求めにより損害を賠償しなければならない。

2 市町村等は、貸出しされたシステムを滅失したときは、速やかに理事長に報告するとともに、理事長の求めにより損害を賠償しなければならない。ただし、市町村等の責めに帰することのできない理由によると理事長が認める場合は、この限りではない。

第8 費用の負担

市町村等は、貸出しされたシステムの運用にかかる次の費用を負担するものとする。

- 1 通信費
- 2 消耗品費
- 3 その他運用等に係る経費

第9 使用実績の報告

市町村等は、貸出しされたシステムの運用にあたり、給食会へ様式4により使用実績を報告しなければならない。

第10 システムの返還

- 1 給食会は、市町村等が第6または第9の規定に違反した場合には、システムメディアの返還を求めることができる。
- 2 市町村等はシステムの貸出期限を超えた場合は、給食会にメディアを返還するものとする。ただし、システムを延長して使用する場合はこの限りではない。

第11 システム操作の講習等

- 1 市町村等は、給食会で実施するシステム操作に係る講習を受講することができるものとする。
- 2 貸出したシステムのインストールはマニュアル等を参考に市町村等で行うものとし、給食会は市町村等がシステムを問題なく運用できるよう出来る限り支援する。
- 3 システムを順調に運用している市町村等は、給食会からの依頼によりシステムの運用方法について給食会が実施する講習会等で発表・伝達等の協力を行う。

第12 システムの稼働条件

市町村等は、システムの運用上、次の表に定める条件を満たすものとする。

W i n d o w s 版

装 置 内 容	容 量 ・ 機 能
O S	W i n d o w s V i s t a / 7 / 8
C P U メモリ	O Sに準拠（目安：2 G B）
ハードディスク	空き容量が1 G B以上
入力デバイス	マルチドライブ(CD・DVD)
ディスプレイ	解像度1024×768で表示できる物
プリンター	B4用紙を印字できる物 レーザープリンター推奨
一般市販ソフト	E x c e l (2007、2010、2013)

附 則

この要項は、平成23年4月1日から適用する。

この要項は、平成23年7月13日から適用する。

この要項は、平成24年4月1日から適用する。

この要項は、平成26年4月1日から適用する。

この要項は、平成27年4月1日から適用する。